

(2016. 3. 24 受)

## 「メーリング・サービス事業者に対する手数料の支払」

郵便事 61(H20.3.26) [保存不要]

統括支店長 様

〈本社:郵便事業部長〉

### 1 概要

従来、郵便業 17(H5.3.18)「メーリング・サービス事業者に対する協力金の支払について（依命通達）」により協力金の支払を実施しているところですが、同通達は、郵総務 5(H19.10.1)「日本郵政公社期中に発出された指示文書の取扱い」により、本年3月31日をもって失効し、新たに郵集配3-2(H19.10.1)「業務協力手数料支払手続」第2条「大量差出手数料」が根拠となることから、支払基準、指定差出支店、適用条件等を改めて設定するとともに、名称を「大量差出手数料」に変更した上で実施することとします。

なお、従来との変更点は、項番4(1)で支払対象としている郵便物等のうち、ゆうメールについては、本年10月1日以降、支払対象から除外することです。

### 2 支払基準

支払基準は、別紙1のとおりです。

### 3 指定差出支店

指定差出支店は、別紙2のとおりです。

### 4 差出条件

(1) 1回当たりの差出数が、小型郵便物（第一種定形、第二種及び第三種（新聞紙に限ります。）郵便物をいいます。）4万通以上、又は大型郵便物等（第一種定形外、第三種（新聞紙を除きます。）、第四種郵便物及びゆうメールをいいます。）5千通以上であること。

なお、ゆうメールについては、本年10月1日以降、支払対象とする郵便物等から除外します。

また、当社とメーリング・サービス事業者の間で個別に特別運賃の契約を締結するゆうメールについては、本年6月1日以降、支払対象から除外しますが、取扱方法等については、別に指示します。

(2) 指定差出支店に差し出すものであること。

(3) 料金別納又は料金後納としたものであること（郵便区内特別郵便物を除きます。）。

(4) 郵便番号別区分内訳書（以下「区分内訳書」といいます。）の提出を必要とするものについては、事前に区分内訳書を提出すること。

(5) 正規の取扱い（区分、紙札、把束等）がなされていること。

(6) 郵便番号及びあて名記載が当社の指定した条件に適合していること。

(7) 郵便物等作成場所が指定差出支店と同一の郵便区の区域外であること。

## 5 登録事業者の承認手続等

- (1) 登録事業者の承認を受けようとするメーリング・サービス事業者は、別紙3「登録事業者承認請求書」（以下「承認請求書」といいます。）に所要事項を記入し、指定差出支店へ提出するものとします。ただし、メーリング・サービス事業者の郵便物等作成場所が指定差出支店と同一の郵便区の区域内の場合は対象としません。
- (2) 承認請求書の提出を受けた指定差出支店は、承認請求書の記載内容を審査し、登録事業者として適当と認められる場合は、早急に別紙4「登録事業者承認書」（以下「承認書」といいます。）を交付します。
- (3) 登録事業者の承認を受けた後、差出条件が遵守されなかった場合又は承認後1年間利用実績がない場合は、指定差出支店は登録を取り消し、その旨をその登録事業者へ通知します。
- (4) 指定差出支店は、承認書を交付する際に、承認請求書の記載内容に変更があった場合は、直ちに報告するよう伝えます。

## 6 引受検査等

指定差出支店は、登録事業者から郵便物等の差出しがあった場合、差出条件を遵守して差し出されているか否かを検査し、差出条件を遵守している場合は、別紙5「大量手数料支払対象郵便物等引受票（甲、乙）」（以下「引受票」といいます。）を作成し、甲片を登録事業者に交付します。

## 7 手数料の支払方法

手数料の算出は、次により行います。

- (1) 指定差出支店において登録事業者ごとの1か月分の手数料について支出調書（様式適宜）を作成の上、振替により支払います。
- (2) 指定差出支店において手数料交付簿（様式適宜）を作成し、毎月の登録事業者ごとの手数料の支払額を記録し、保存します。

## 8 登録事業者への周知等

- (1) 登録事業者への周知

### ア 案内の送付

既存の登録事業者に対し、別添作成例に従って「協力金（手数料）の支払条件の変更についてのお知らせ」を作成し、送付してください。

### イ 送付期間

平成20年4月1日（火）から平成20年4月30日（水）まで

- (2) 大阪支店の登録事業者の引継

大阪支店については、本年4月30日をもって指定差出支店から除外することに伴い、同支店で登録している事業者が、今後、貴支店（特に大阪支店に隣接する支店）の承認を希望することが想定されますが、この場合、大阪支店から貴支店に当該事業者の承認請求書、所定の証明資料及び当該事業者の連絡先が送付されますので、申請事項を審査し、登録事業者として適当と認められる場合は、速やかに承認書を交付してください。

## 9 帳票の保存

次の帳票を整理保存します。

- (1) 承認請求書：承認取消後1か月

- (2) 引受票：1年
- (3) 手数料交付簿：3年

10 実施日

平成20年4月1日(火)

以上

照会先：北海道 011-214-4262 東北 022-267-7796 関東 048-600-2235 東京 03-5574-9387  
南関東 045-320-7632 信越 026-231-2313 北陸 076-220-3135 東海 052-963-6629  
近畿 06-6944-5651 中国 082-224-5123 四国 089-936-5665 九州 096-328-5298  
沖縄 098-865-2267 本社 03-3504-4220

[大量差出手数料]

概要		「大量差出手数料」とは、メーリング・サービス事業者の方に大量の郵便物を当社が指定した郵便局（以下「指定差出局」といいます。）に持ち込んでいただいた場合に、差出通数に応じて支払う手数料をいいます。				
支払基準		差出郵便物		手数料(税抜き)		
区別	郵便物		郵便物		新東京郵便局又は東京北部郵便局に差し出す場合	左記以外の指定差出局に差し出す場合
	小郵便物	大郵便物	小郵便物	大郵便物	円	円
1 回 当 た り の 差 出 通 数	4万通以上 6万通未満		5千通以上 1万通未満		6,000	4,762
	6万通以上 12万通未満		1万通以上 2万通未満		6,667	5,429
	小型郵便物4万通以上6万通未満、大型郵便物5千通以上1万通未満の混載					
		12万通以上		2万通以上	9,524	7,334
	小型郵便物6万通以上12万通未満、大型郵便物1万通以上2万通未満の混載					

注1 小型郵便物と大型郵便物を混載して差し出す場合で、上表に該当欄がない場合は、その合計通数に対し、「小型郵便物」欄を適用します。ただし、大型郵便物のみで基準通数以上あり、かつ、小型郵便物に合算して適用するよりも上位の基準が適用される場合は、「大型郵便物」欄を適用します。この場合、通数は合計しないものとします。

注2 表の「1回当たりの差出通数」は、「1回の差出しの際に、持ち込まれる車両ごとに積載している差出通数」によりカウントします。

地域	局名
北海道	旭川東郵便局、帯広郵便局、北見郵便局、道央札幌郵便局、苫小牧郵便局及び函館中央郵便局
東北	青森西郵便局、秋田中央郵便局、岩手郵便局、郡山東郵便局、新仙台郵便局及び山形南郵便局
関東	宇都宮東郵便局、川越西郵便局、群馬南郵便局、新岩槻郵便局、千葉中央郵便局、土浦郵便局、松戸南郵便局及び水戸中央郵便局
南関東	神奈川西郵便局、川崎東郵便局及び甲府中央郵便局
東京	新東京郵便局、東京多摩郵便局及び東京北部郵便局
信越	長野東郵便局、新潟郵便局及び松本南郵便局
北陸	新金沢郵便局、富山西郵便局及び福井南郵便局
東海	岐阜中央郵便局、静岡郵便局、豊橋南郵便局、名古屋神宮郵便局、浜松西郵便局及び四日市西郵便局
近畿	尼崎郵便局、京都郵便局、神戸中央郵便局、新大阪郵便局、奈良中央郵便局、姫路郵便局及び和歌山中央郵便局
中国	岡山郵便局、広島郵便局、松江中央郵便局、山口郵便局及び米子郵便局
四国	高知東郵便局、高松南郵便局、徳島中央郵便局及び松山西郵便局
九州	大分東郵便局、大村郵便局、鹿児島郵便局、北九州中央郵便局、熊本北郵便局、久留米東郵便局、新福岡郵便局及び宮崎中央郵便局
沖縄	那覇中央郵便局

## 差出条件

- (1) 1回当たりの差出数が、小型郵便物（第一種定形、第二種及び第三種（新聞紙に限ります。）郵便物をいいます。）4万通以上、又は大型郵便物（第一種定形外、第三種（新聞紙を除きます。）及び第四種郵便物をいいます。）5千通以上であること。
- (2) 指定差出局に差し出すものであること。
- (3) 料金別納又は料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- (4) 後納郵便物等差出票の原本又は写しを提出するものであること。
- (5) 差出内訳票の提出を必要とするものについては、事前に提出するものであること。
- (6) 正規の取扱い（区分、紙札、把束等）がなされているものであること。
- (7) 郵便番号及びあて名記載が当社の指定した条件に適合しているものであること。
- (8) 郵便物作成場所が指定差出局と同一の郵便区の区域外であること。

## 登録手続

- (1) 大量差出手数料の支払を受けようとするメーリング・サービス事業者は、様式1「大量差出手数料支払事業者登録請求書」（以下「登録請求書」といいます。）に所要事項を記入し、指定差出局へ提出するものとします。ただし、メーリング・サービス事業者の郵便物作成場所が指定差出局と同一の郵便区の区域内の場合は対象としません。
- (2) 登録請求書の提出を受けた指定差出局は、登録請求書の記載内容を審査し、適当と認められる場合は、様式2「大量差出手数料支払事業者登録書」（以下「登録書」といいます。）を交付します。
- (3) 登録した事業者（以下「登録事業者」といいます。）が差出条件を遵守しなかった場合又は登録後1年間利用実績がない場合は、指定差出局は登録を取り消し、その旨をその事業者へ通知します。
- (4) 登録事業者は、登録請求書の記載内容に変更があった場合は直ちに報告していただきます。

大量差出手数料支払事業者登録請求書

平成 年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所  
請求者  
氏 名 印

「大量差出手数料」の支払事業者として登録していただくことを請求します。

なお、日本郵便株式会社が指定した差出条件を守らなかった場合又は1年間利用実績がない場合、登録を取り消されても異議は申し立てません。

- 1 郵便物作成場所( )
- 2 主な使用車両(2トン以下、2トン超4トン以下、4トン超)※いずれかに○を付けていただきます。

【30-0028】

【関連マニュアル番号 20383 登録取消後1か月保存】

備 考

- ・現在の差出郵便局及び郵便物作成場所が複数の場合は、全て記入していただきます。
- ・日本マーリング・サービス協会会長が発行する証明資料又はマーリング・サービス事業者であることの証明資料を添付していただきます。
- ・この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式2

第 号

平成 年 月 日

御中

郵便局長 印

大量差出手数料支払事業者登録書

貴社を「大量差出手数料」の支払事業者として登録いたします。

なお、差出条件を守らなかった場合又は1年間手数料の対象となる郵便物の差出しがない場合は、登録を取り消します。

【30-0030】

## 様式3

大量差出手数料支払対象郵便物引受票（甲）（乙）			
日付印			
住所又は居所			
氏 名			
小型・大型の別	通数	手数料	摘要
	通	円	
担当者 印			
責任者 印			
【30-0029】		【関連マニュアル番号 20383 1年6か月保存】	

## 備考

- 1 小型・大型の別については、第一種定形、第二種及び第三種（新聞紙に限る。）郵便物を小型、第一種定形外、第三種（新聞紙を除く。）及び第四種郵便物を大型として記入していただきます。
- 2 小型と大型を混載して引き受けた場合は、「大量差出手数料支払基準」により適用した種別、通数及び「大量差出手数料支払基準」に掲げる手数料に消費税及び地方消費税の額（端数は切り捨てとします。）を加算した金額を記入し摘要欄には「混載」と記入していただきます。
- 3 1つの車両に対して「差出票」が複数ある場合には、その車両の差出票に記載されている通数の合計により判断することとします。
- 4 この用紙の大きさ及び紙質は適宜とします。